

福島県の水田農業の振興方策

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成26年12月17日策定

1 趣旨

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議及び地域農業再生協議会（以下「再生協議会等」とする。）では、需要に見合った主食用米の生産と農業経営の安定を図る経営所得安定対策等（水田活用の直接支払交付金を含む。以下同じ。）を活用し、本県の水田農業の持続的発展に努めてきました。

このような中、国では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月、平成26年6月一部改訂）を策定し、担い手への農用地の利用集積・集約化の加速、経営所得安定対策等の見直し、平成30年度を目途とした米の生産調整方法の変更などの改革を進めています。

一方、我が国の主食である米は、長期にわたる消費量の減少と平成23年産米からの豊作などにより在庫量が増加し、価格が下落しています。

さらに、本県では、平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力災害の影響により、作付が制限されている地域があることに加え、供給過剰の状況と相まって風評により他地域に比べ米価の下落幅が大きく、県産米の販売環境が悪化しています。

このような状況変化に的確に対応し、本県の水田農業の持続的な発展を図るためには、再生協議会等及びその構成機関・団体が主体となって、地域特性に応じた施策を推進する必要があることから、水田農業の振興方策を明らかにするとともに、農業者を誘導する指針として「福島県の水田農業の振興方策」（以下「振興方策」とする。）を策定します。

なお、振興方策の策定に当たっては、県の「ふくしま農林水産業新生プラン」やＪＡグループ福島の「新たな米戦略」等との整合を図ることとし、実施期間は、生産数量目標の配分が廃止されるまでの準備期間である平成29年度までとして、状況の変化に応じて改定していくこととします。

2 現状と課題

（１）国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」とその対応

国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、①農地中間管理機構を通じて担い手への農用地利用の集積・集約化を加速させ、農業構造の改革と生産コストの削減を図る、②経営所得安定対策等では米の直接支払交付金や米価変動補てん交付金について工程を明らかにした上で廃止する一方、ナラシ及びゲタ対策については規模要件を外し意欲ある農業者の参加を促進する、③意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択できるよう、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、

需要に即した主食用米生産が行われる環境を整備する、④農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため日本型直接支払制度を創設するなどとしています。

特に、経営所得安定対策等については、水田農業経営を進めていく上で極めて重要ですが、本県では加入面積が少ない状況にあり、加入を加速的に促進していく必要があります。このため、ゲタ・ナラシ対策の加入要件となっている認定農業者や集落営農組織の育成が急務であり、人・農地プランの策定や農地中間管理機構を活用した農用地の利用集積等と合わせて一体的に推進していく必要があります。

また、担い手への農用地の利用集積を後押しするために水路や農道等の管理を地域で支えていくとともに、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し農業生産活動の維持を支援していくため、日本型直接支払制度への参加を促進する必要があります。

(2) 米の需給調整の状況等と課題

主食用米は、需給調整を進めているものの、国民の食生活の変化に伴う消費量の減少、米の計画を超えた生産と平成23年産米からの豊作で在庫量が増加し、価格が下落しています。また、米の消費形態が変化しており、中食及び外食での需要割合が高くなっています。

このような状況から、需要に即した生産を基本とし、主食用米については生産コストの低減や業務用米等を含めて売れる米づくりを進めていくとともに、備蓄米への取組の継続、飼料用米や加工用米等の非主食用米、ホールクロップサイレージ(WCS)用稲等の作付を拡大していく必要があります。

(3) 本県の水田農業の情勢と課題

本県は、広い県土に約10万ヘクタールの水田を有し、気候に恵まれた全国有数の米の産地ですが、全国的に供給過剰の状況にあることや原子力災害による風評の影響などにより、他県に比べ県産米の販売環境は厳しい状況にあります。このため、県産米の安全性を確保した上で、良食味米を生産できる強みを十分に生かして食味と品質の一層の向上を図るとともに、本県の安全性確保の取組に対する消費者の理解を促進しながら、販路を拡大していく必要があります。

また、本県は、地域ごとに様々な風土を有し、特色ある力強い水田農業が展開されてきました。しかし、東日本大震災と原子力災害により未だに米の作付が制限されている地域があるなど、地域によりその影響が大きく異なっています。これらのことから、これまでの実績や地域のメリットを生かして、今後の水田農業の振興方策を定め、関係者が共通認識を持って取り組むことが必要です。

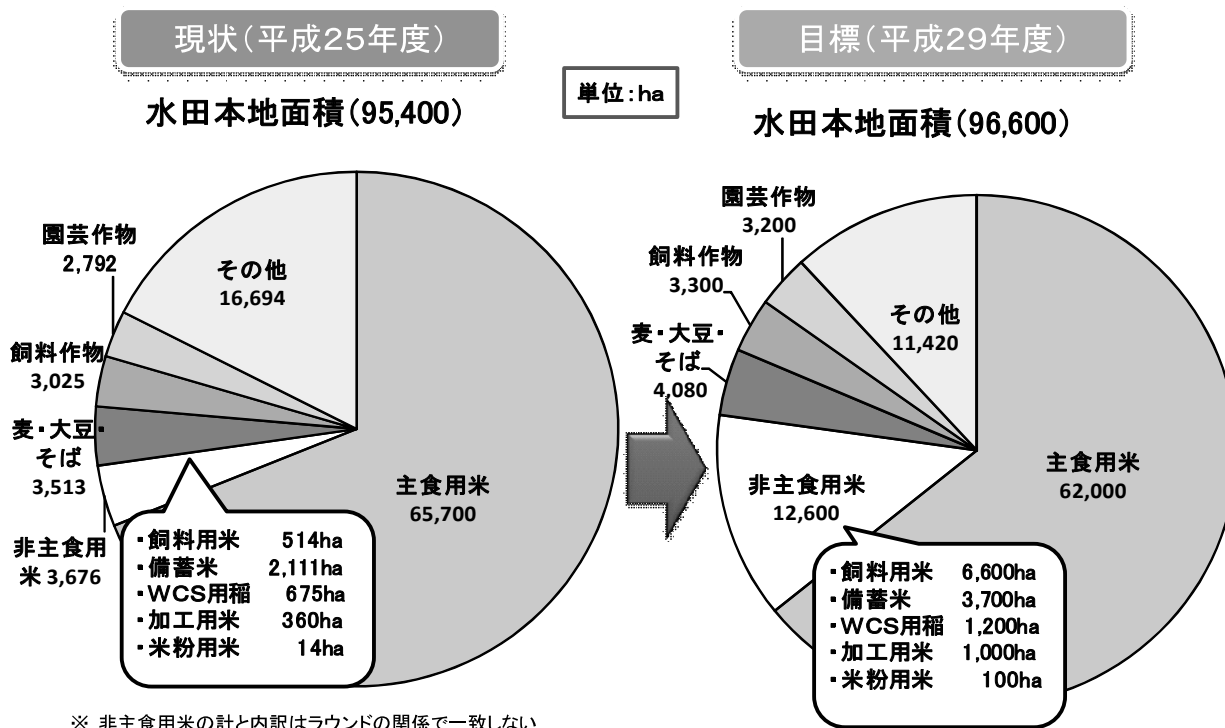
さらに、これまで生産体制を整備してきた麦、大豆、そばについては、今後とも需要が見込まれる品目であることから、産地を維持・拡大していくとともに、生産性及び品質の向上を図っていく必要があります。

3 本県水田農業の目指す姿

(1) 水田フル活用の方

本県の約10万haの水田をフル活用して、需要に即した農産物を生産することを基本として、次のような農産物の生産を目指します。

- 津波や原子力災害の被害水田の復旧を進め、水田面積は96,600haを目指します。
- 主食用米の作付は、全国的な消費量に合わせて減少するものと考えられることから、62,000haと見込みます。
- 非主食用米のうち、特に、飼料用米の作付を増やし、6,600haの作付を目指します。備蓄米は3,700haを、加工用米は1,000ha、麦、大豆、そばは4,080haを目指します。
- 園芸作物は、経営の複合化や転換により拡大し、3,200haを目指します。



(2) 水田農業経営の方

水田農業経営では、経営所得安定対策等の活用を前提として、経営規模の拡大を図る土地利用型経営と収益性の高い園芸作物を取り入れた複合経営の確立を目指します。

ア 土地利用型経営

- 個別経営では、15ha規模で、主食用米を中心として飼料用米や加工用米、備蓄米などに取り組み、約620万円の農業所得を目指します。
- 集落営農では、50ha規模で、主食用米を中心に飼料用米や加工用米等に集落ぐるみで取り組み、約2,090万円の農業所得を目指します。

経営提案モデル【土地利用型経営】

個別経営(15ha)

飼料用米 (3ha)  加工用米・酒米(1ha)
備蓄米(2ha)

主食用米 (9ha、3品種)  

農地の利用集積を進め、
3～5haのブロックを3～5か所に集約

【農業所得の目安】

主食用米(9俵/10a)	1,013万円
飼料用米(10.5俵/10a)	315万円
加工用米・酒米(9俵/10a)	104万円
備蓄米(9俵/10a)	210万円
販売額計	1,642万円
経費計	1,019万円
農業所得計	623万円

集落営農(50ha)

飼料用米 (11ha) 加工用米・酒米 (6ha)
備蓄米(6ha)

主食用米 (27ha、3品種)  

【農業所得の目安】

主食用米(9俵/10a)	3,038万円
飼料用米(10.5俵/10a)	1,155万円
加工用米・酒米(9俵/10a)	626万円
備蓄米(9俵/10a)	630万円
販売額計	5,449万円
経費計	3,359万円
農業所得計	2,090万円

イ 複合経営

- 複合経営では、園芸作物等を導入し所得の確保を図ります。野菜の2年3作体系を取り入れるなど積極的に経営の複合化を図り、約650万円の所得を目指します。

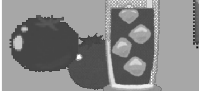
経営提案モデル【園芸＋水稻】

複合経営(9ha)

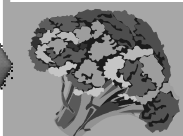
飼料用米(2ha)

主食用米(5ha)  

2年3作
野菜
(2ha)

加エトマト 

タマネギ 

ブロッコリー 

【農業所得の目安】

・主食用米(9俵/10a)	563万円
・飼料用米(10.5俵/10a)	210万円
・野菜(2年3作、1年当たり)	
加エトマト	260万円
タマネギ	160万円
ブロッコリー	274万円
販売額計	1,467万円
経費計	817万円
農業所得計	650万円

4 本県の水田農業を振興する基本方針

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革や全国的な米の需給状況に対応するとともに、本県の水田農業が抱える課題への的確に対応するため、次の基本方針に基づき、関係機関・団体が連携して各種施策に取り組みます。

【基本方針】

- 地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体を増やしていくとともに、これに続く認定農業者や集落営農組織等の育成を促進します。
- 農用地の利用集積を進め、生産コストを低減するとともに、認定農業者や集落営農組織等の経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営の安定を図ります。
- 主食用米の計画生産を進めながら、地域の特性を生かして食味の向上と業務用米を含めた需要に即した米の生産を促進するとともに、飼料用米等の非主食用米の生産や園芸作物の導入、大豆、そばなどの作付を進めるなど、水田のフル活用を図ります。
- 県産米の販売に当たっては、風評対策に継続して取り組むとともに、県産米の食味の良さなどを生かして、県内外において積極的に販路を拡大します。
- 避難地域では、先端技術を取り入れた新しい生産方式による地域農業の将来像の検討や復旧段階に応じた支援を行うとともに、津波被害等により、これから本格的な営農を再開する地域では、新たな営農体系の構築や多様な担い手の確保を図りながら農用地の利用集積や団地化を支援し、営農再開を促進します。
- 中通り、会津、浜通りの地域毎には、それぞれの地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米等を取り入れた経営、園芸との複合経営等の実現に取り組みます。

5 取組内容

(1) 本県の水田農業を支える担い手の育成と経営所得安定対策等の推進

ア 農用地の利用集積と担い手の育成

- 生産力と経営管理能力に優れ、地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体への経営発展を支援し、その増加を促進します。
- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成と状況に応じた見直しを行い、この中で意欲ある農業者や農業生産法人等を認定農業者に誘導します。
また、人・農地プランの策定前であっても、地域の水田農業の中心となる経営体を積極的に認定農業者へ誘導します。
- 農地中間管理機構による農用地の利用集積を加速し、農用地の受け手となる担い手の経営規模の拡大を促進します。
- これまで進めてきた「ふくしま型集落営農」の理念を継承し、地域での話し合いを支援しながら、集落営農組織を育成します。また、集落営農組織の経理の一元化に向けた取組等を支援します。

※ プロフェッショナル経営体

高い生産力と収益により経営を継続的に発展させ、個別経営で所得1,000万円以上、法人経営で販売金額1億円以上の収益を目指す、地域の雇用創出や活性化を図る経営体。

- 新規学卒者をはじめ、Ｕターン者や新規参入者の就農を促進し、認定新規就農者へ誘導します。
- 担い手の経営規模の拡大に必要な農業機械や施設の整備を支援します。
- 地域ぐるみでの水路や農道等の維持管理、中山間地域での営農の継続、自然環境の保全活動を支援するため、日本型直接支払制度の活用を促進します。
- 避難地域では、地域ごとに農業者等の意見を十分に聞きながら、先端技術を取り入れた新しい生産方式による地域農業の将来像を検討するとともに、農業者の帰還や復旧段階に応じ、その実現に努め、営農再開を促進します。
- 津波被害等により、これから本格的な営農を再開する地域では、農用地の利用集積を積極的に進めるとともに、作物生産の団地化を図り、地域での話し合いを進めながら、集落営農組織の育成などにより担い手の確保を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
認定農業者数 （経営体）	農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の認定数	6, 3 9 2	7, 6 0 0 以上
農用地利用集積率 （％）	担い手に利用集積された農用地の割合	4 0 ※ ¹	5 5 以上

※ 1 平成24年度の実績（県調べ）

イ 経営所得安定対策等の推進

- 認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者を経営所得安定対策等に誘導し、加入を促進します。
- 経営所得安定対策等の加入要件を満たしながら加入していない農業者をリストアップして、重点的な加入誘導を行います。
- これまでに活動してきた集落営農組織のうち、経営所得安定対策等に参加していない組織の現況を点検し、誘導可能な組織の加入を促進します。
- 県内の農業者に、経営所得安定対策等の重要性を啓発し、認定農業者や集落営農組織等への動機付けや加入の誘導を行います。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値(26年)	目標値（29年）
ナラシ対策に参加した面積割合（％）	主食用米、麦、大豆でナラシ対策に参加した面積	1 8	5 0 以上 （認定農業者など加入対象者の作付面積の1 0 0 ％）

(2) 需要に即した作物の作付と販売の促進

ア 主食用米

(ア) 生産対策

- 主食用米については、安全性を確保するとともに、毎年度策定する次年産米の需給調整の取組方針に基づき需要に即した生産を進めます。
- 平成30年産からの生産目標数量の配分の廃止に伴い、産地間競争の激化が想定されることから、今後とも主食用米の生産においては、地域間調整の活用等により生産量を確保するとともに、経営規模の拡大や直播栽培、低コスト資材の導入等を推進して生産コストを低減し、競争力の強化を図ります。
- 本県は、消費者の評価の高い「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」の主要な産地であり、今後とも、これらの強みを生かして食味ランキング「特A」を目指した一層の食味向上を目指し、売れる米づくりを促進します。
- 本県オリジナル品種「天のつぶ」については、収量が多く、栽培しやすい特徴を生かして作付を拡大するとともに、肥培管理の徹底などにより食味と品質の向上を図ります。
- これまで本県で先進的に進めてきた環境と共生する農業（有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培）については、環境保全型農業直接支払の活用等により取組の拡大を図ります。

(イ) 流通販売対策

- 県産米の安全性の確保に対する取組等を、マスメディアやホームページ、広報誌等により情報発信し、引き続き、風評対策を実施します。
- 関係機関・団体と連携して、トップセールスやマスメディアを活用した積極的なPR、卸売事業者や外食事業者等との商談会やモニターツアー等を通して、県産米の優れた食味や品質、環境と共生する米づくり等を売り込み、販路の拡大を図ります。
- 県内量販店等でのイベントの開催やPR等により販売を促進するとともに、県内の学校給食や社内給食での県産米利用を推進するなど県内での消費拡大を図ります。
- 「天のつぶ」については、外食・中食等の需要が増加していることから、業務用米を含めた販売を進めるとともに、旅館や飲食店におけるフェア等を実施して、認知度の向上を図り利用を促進します。
- 県産米の輸出については、原子力災害に伴う輸入停止等の規制措置の解除・緩和に向けた取組を国に要請するとともに、規制が解除された国・地域に対して、関係団体と連携して促進を図ります。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
県内産主要3品種 ^{※1} の食味ランキングにおける特A割合（%）	一般財団法人日本穀物検定協会の食味ランキングにおける特A割合	42	100
1等米比率（%）	農産物検査におけるうるち米の1等米の比率	91.8	95.0
環境と共生する米づくりの面積（ha）	米の有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培の面積	29,330	32,000以上
「天のつぶ」の作付面積（ha）	「天のつぶ」の作付面積	2,000	6,000以上
学校給食の県産米利用割合（%）	学校給食において県産米を利用している市町村の割合	84.5 ^{※2}	100
農産物の海外輸出货量（t）	県産農産物を海外輸出した量	17 ^{※2}	200以上

※1 「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「天のつぶ」 ※2 平成23年度の現況値

イ 麦、大豆、そば、なたね

- 畑作物（麦、大豆、そば、なたね）については、経営所得安定対策等で、収量と品質によって交付単価が変わることから、排水対策や適正施肥、適期防除の徹底などにより、収量・品質の向上を促進します。
- 麦、大豆は、土地利用型作物の基幹品目として、産地の生産体制の維持・拡大や津波被害を受けた地域等での産地の回復を促進します。
- そばは、全国第4位の作付がある優良産地であり、また、観光などと結びついて地域の活性化に寄与していることから、品質の向上を図るとともに、経営所得安定対策等のゲタ対策や産地交付金を活用して生産を促進します。
- 油糧作物として期待されるなたねについては、6次化の取組が定着している地域はもとより、原子力災害等により水稻の作付が本格的に進んでいない地域において、営農再開の先駆けとなる作物として取組を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
大豆の上位等級（1、2等級）比率（%）	農産物検査における1、2等級の割合	24	50以上

項 目	内 容	現況値(25年)	目標値(29年)
そばの1、2等級 ^{※1} の割合(%)	農産物検査で、1、2等級となった割合	5	50以上

※1 平成27年度から「そば」の農産物検査規格が変更（3等がなくなる）されるため、現況値は生産量のうち1～3等の割合、目標は1、2等の割合

ウ 非主食用米

- 優れた生産機能を持つ水田を有効に活用して地域の農業と水田農業経営を維持発展させていくため、水田活用の直接支払交付金を活用して、飼料用米や加工用米など需要のある非主食用米の作付拡大を誘導します。
- 飼料用米は、輸入トウモロコシの代替原料として潜在的な需要が多いことから、一般品種を主体に多収性専用品種を取り入れながら作付面積の拡大を促進するとともに、多収性専用品種の種子の供給や栽培技術の高度化、団地化の取組等により、収量の向上と生産コストの低減を図ります。一方、漏生苗の発生などによる主食用米への混入（クロスコンタミ）対策が重要であることから、多収性専用品種の作付や乾燥調製、保管管理などにおける留意点の周知を徹底します。
- 飼料用米の流通については、地域での情報収集とマッチングを進め耕畜連携を図るとともに、利用形態に合わせた加工・流通施設の整備を促進します。また、流通の主体となる広域流通において飼料工場へ輸送する際の流通コストの低減を促進します。
- 加工用米については、全国的にも有数の日本酒の生産量を誇る本県では、地域の米を使った酒づくりに強い意欲を持った酒造業者が多く、着実な需要が見込まれることから、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、複数年契約を推進します。
- 米粉用米は、地元産米を活用した6次化の推進と併せ、生産拡大を促進します。
- 備蓄米は、販売先の不安がなく需給調整の手段としても有効であることから、県優先枠の確保を図りながら、産地交付金の活用による安定生産を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値(25年)	目標値(29年)
飼料用米の作付面積(ha)	飼料用米を作付けた面積	514	6,600以上
複数年契約をしている加工用米の作付面積(ha)	水田活用の直接支払交付金の加工用米の申請があった複数年契約のもの	330 ^{※1}	700以上

※1 平成26年度の現況値

エ 園芸作物

- 園芸作物は、土地利用型作物の集約化により生み出される労働力を活用し、経営の転換や複合化を促進します。
- 土地利用型園芸作物については、地域条件に応じた２年３作体系の導入や団地化による効率的な土地利用、機械化一貫体系の構築などを促進します。
- 野菜や花きなどの施設化や作型分化を進めるとともに、太陽光を利用した省エネルギー型施設やＩＣＴ技術を活用し環境制御等を行う施設、水耕による周年生産システムなどの新たな生産方式の導入等を促進します。
- 消費・流通形態が多様化している中で、ブランド化を進めるとともに、市場や実需者からの提案への対応や業務・加工用野菜を含めた新たな市場開拓を促進します。
- 流通コストの低減と流通・加工の高度化を図るため、集出荷・加工処理施設の再編整備を支援します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
水田における園芸作物の作付面積（h a）	水田に園芸作物を作付けた面積	2, 7 9 2	3, 2 0 0 以上
野菜が経営の中心となる経営体（経営体）	野菜が販売金額１位の経営体の数	6, 5 0 0	7, 5 0 0 以上

オ 飼料作物

- ＷＣＳ用稲は、原子力災害の影響で利用が一部制限されている畜産農家の自給飼料の代替として活用が期待されることから、地域での耕種農家と畜産農家の結びつきを深め、生産の拡大を促進します。
- 水田を有効に活用して、飼料用トウモロコシや単年生牧草などの飼料作物の生産拡大等により、自給飼料の確保を促進します。
- 畜産農家と耕種農家の連携強化を図り、飼料用米等の稲わらの利用と畜産農家のたい肥等の有効利用を促進します。

【施策の目標】

項 目	内 容	現況値（25年）	目標値（29年）
飼料作物の作付面積（h a）	作物統計等より水田に作付けされた飼料作物	3, 0 2 5	3, 3 0 0 以上

(3) 地域ごとの振興方策

本県は、中通り、浜通り、会津の3つの地方に分かれ、それぞれ地方の中でも平坦な地域と中山間地域といった自然条件や異なる風土を背景に、それぞれに特色ある力強い水田農業が展開されてきました。また、東日本大震災と原子力災害により、未だに米の作付が制限されている地域があるなど、地域によりその影響が異なっています。

これらのことから、県内一律でなく、地域がこれまでに積み上げてきた実績とメリットを生かした振興方策の実現に、関係機関・団体が共通の意識を持って取り組みます。

ア 中通り地方

国道4号線沿線を中心とした平坦な地域においては、主食用米の産地として、良食味米の生産を基本とし、農地中間管理事業を活用して農用地利用集積による経営規模の拡大等を進め生産コストを低減するとともに、地域間調整の活用と経営所得安定対策（ナラシ対策）への加入により経営の安定を図ります。

中山間地域においては、集落営農組織の育成を図るとともに、主食用米の生産を確保しながら、経営所得安定対策や日本型直接支払制度等を活用し、飼料用米や加工用米等の生産拡大を推進します。

また、県北地方では水稻とモモやリンゴ、ナシ等の果樹との複合経営が多く、中通り全体でもきゅうりやピーマン、トマトなどの果菜類、ブロッコリーやニラなどの葉茎菜類、花き等との複合経営が営まれており、これらの産地と農業経営の一層の発展を図るため、水田を活用した園芸作物への転換を積極的に促進します。

さらに、WC S用稲や飼料用米等の作付を拡大し、地域の畜産農家との連携強化を促進します。

麦や大豆、そばについては、これまで取り組んできた産地において生産を維持しながら団地化を推進するとともに、大豆300A技術などの新たな技術を積極的に導入し、生産コストの低減と品質の向上を図ります。

イ 会津地方

良食味米産地として、主食用米の高品質化や特色ある米づくりに継続して取り組むとともに、農用地の利用集積による経営規模の拡大を図り、生産コストの低減と経営所得安定対策（ナラシ対策）への加入を促進し、経営の安定を図ります。

また、地域ごとに重点的に推進しているアスパラガスやトマトなどの園芸作物の導入により経営の複合化を進め、稲作偏重からの脱却を進めます。

中山間地域においては、集落営農組織等の担い手の育成を進め、農用地の利用集積による経営規模の拡大により主食用米の生産を確保しつつ、地域の特性を生かした宿根カスミソウやリンドウなどの花き、トマトなどの野菜を取り入れながら、日本型直接支払制度等も活用し経営の安定を図ります。

麦や大豆については、これまでの生産を維持するとともに、そばについては、集落営農組織等の育成により経営所得安定対策等への加入を促進することで経営の安

定を図ります。

ウ 浜通り地方

相馬地域においては、津波被害を受けたほ場の復旧等に合わせて、集落営農の組織化を進めるとともに、認定農業者等の担い手を確保し、経営所得安定対策等への加入の促進により、経営の安定を図ります。また、原子力災害による風評の影響が強いことから、主食用米生産を確保しながら、隣接県の沿岸に設置されている飼料工場への輸送の利便性を生かし、飼料用米の団地化と生産拡大を促進します。さらに、これまで進めてきたブロックローテーションによる大豆や麦の生産などを回復させるとともに、冬季の日照時間が長い地域特性を生かし園芸の振興を促進します。

双葉地域のうち既に営農を再開している地域では、一層の復旧・復興に向けて、多様な担い手の育成を図りながら、担い手への農用地の利用集積や水田の活用を促進します。また、住民の帰還を目指す地域では、本格的な営農再開には時間を要する地域が多いことから、順次、試験栽培等を実施しながら、関係機関・団体が連携して、営農や水田の活用方策等を検討し、復旧・復興に取り組みます。

消費人口が多いいわき市においては、地域内の消費者との米の直販の取組を継続しながら、地域の特色を生かした園芸作物の導入促進や先進的に進めている飼料用米の生産拡大を図るとともに、認定農業者等への誘導により経営所得安定対策等への加入を促進し、経営の安定を図ります。

また、避難地域等における営農再開に向けて、関係機関・団体等が連携し、農業者等の意見を聞き、スマート農業導入に向けた調査や営農ビジョンの検討を行うとともに、大学や研究機関等の協力を得ながら、資源作物のエネルギー利用の実現可能性等の研究を進めます。

6 推進の方法

この振興方策については、再生協議会等が経営所得安定対策等の推進や水田フル活用ビジョンの策定、産地交付金の設定などで誘導を図るとともに、関係機関・団体が独自の事業等を講じるなど主体的に取り組むことにより、目標の達成に努めます。

また、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議において振興方策の進行管理を行いながら、情勢の変化や取組の状況を検証し、必要に応じて改定していきます。

